

(案)

令和8年度安全捕獲リスクリング研修 実施業務仕様書

1 事業の目的

本県では鳥獣害による農林業被害が深刻なため、継続した捕獲活動を行うことが求められている。そのような中、昨年度発生した有害鳥獣捕獲従事者の死亡事故を受け、安全対策や事故防止策の再確認、および徹底を図るため、ICT等の新技術を活用した安全かつ効率的な捕獲方法に関する研修会を開催し、捕獲従事者が安全に従事できる環境を作り、捕獲圧の維持につなげる。

2 委託業務の内容

安全捕獲リスクリング研修

ア 研修は、座学及び現地実習とする。

イ 研修は以下の内容を含む計1日×6回（東部1回・南部1回・西部1回・射撃練習3回）開催する。

受講者は、県内の有害鳥獣捕獲従事者とする。

講義のテーマ	研修内容
安全捕獲研修会（1日×3回） ・安全対策や事故防止策の指導、安定捕獲に向けた生態等の講義	・開催時期：契約日～9月末まで ・開催場所：県が指定する県内3箇所 ・所要日数：1回あたり1日 ・受講人数：1回あたり40～50名
射撃場練習（1日×3回） ・適切な銃の使用法の指導、射撃訓練	・開催時期：契約日～10月末まで ・開催場所：県が指定する県内1箇所 ・所要日数：1回あたり1日 ・受講人数：1回あたり20名

ウ 受講後、研修の効果測定に関するアンケートを実施し、集計報告をすること。

エ 研修会の開催時期、実施場所及び具体的な内容は、委託者と協議して決定することとする。なお、研修会実施場所の会場の借上げ、研修用資料の印刷、実習に必要な資材の準備及び会場設営は受託者が行う。

オ 受託者は、効果的な研修を実施するために事前の研修場所の下見をすること。

(2) 研修会のスライド等資料作成

研修会を実施するにあたり、受託者がスライド等資料の原稿を作成する。

スライド等資料原稿の著作権は徳島県に帰属する。ただし、受託者が原稿デジタルデータの二次使用をする場合、その使用を認める。

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月8日までとする。

4 再委託について

受注者は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

5 成果物

- (1) 業務実績報告書 一式（研修会等指導内容、写真、研修会スライド資料 等）
- (2) 業務実績報告書 内容ファイル電子媒体一式

6 その他

- (1) 受託者は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」その他関係法令を順守すること。
- (2) 受託者は、環境省登録の鳥獣プロデータバンクにおいて専門鳥獣がニホンジカ・イノシシ・ニホンザルの捕獲コーディネーター及び調査コーディネーターが在籍していること。
- (3) 長距離無線式捕獲パトロールシステム等の ICT 機器を活用した捕獲・指導実績があること。
- (4) この仕様書に定めのないものについては、必要に応じて委託者と協議の上、決定する。